

特定非営利活動法人遊佐鳥海観光協会ふるさと会員規程

(名称と資格)

第1条 この規程に依る会員を特定非営利活動法人遊佐鳥海観光協会ふるさと会員(以下ふるさと会員という)という。

2 ふるさと会員の資格は特定非営利活動法人遊佐鳥海観光協会定款第6条第3項の賛助会員に準ずるものとする。

(参考)・賛助会員 本会の目的に賛同し支援、協力がある者で、議決権を有しない個人又は団体)

(入会)

第2条 ふるさと会員の入会については、特に条件を定めない。

2 ふるさと会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前号のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第3条 ふるさと会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(参考)・現状の規定 会費は一口5,000円とし一口以上の入金を以て会員資格を得るものとする)

(ふるさと会員の資格の喪失)

第4条 ふるさと会員が次の各項の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を支払わず、また支払いに応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第5条 ふるさと会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第6条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(ふるさと会員の資格有効期限)

第7条 ふるさと会員の資格有効期限は、入会申し込みが確認された月を含む1年とし、会員証に期限を明記する。

(ふるさと会員の特典)

第8条 ふるさと会員に対して、その資格有効期間中、以下の特典を付与する。

- (1) 年1回「ふる里小包」(夏季の果物)を送付する。(収穫後発送*口数に関係なく年間お一人様1包)
- (2) 町内指定の宿泊施設等について所定の優待又はサービスを提供する。(ふるさと会員本人のみ)
- (3) 遊佐鳥海観光協会が企画するインカムツアー等についての案内を行う。
- (4) 遊佐鳥海観光協会が作成するパンフレット又は情報誌を無償にて送付する。

(家族会員)

第9条 ふるさと会員が希望する場合、同居の家族に限り家族会員として無償で入会登録することが出来る。

2 特定非営利活動法人遊佐鳥海観光協会は、家族会員に対して会員証を発行すると共に、第8条(2)項に規定する特典をふるさと会員と同等に付与する。

附則

1. この規程は、平成22年10月1日から施行する。